

京都府における 補装具費支給制度と申請の流れ

～重度障害者用意思伝達装置について～

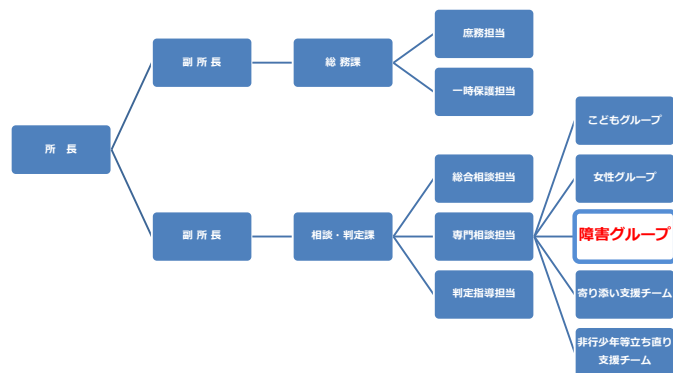
京都府家庭支援総合センター

令和6年1月13日（土）

京都府家庭支援総合センター をご存知でしょうか？



組織図



身体障害者更生相談所とは

- 身体障害者本人等からの相談に応じ、**補装具**に関する専門的な指導、**判定業務**、処方及び適合、業者指導等を行う行政機関
- 設置主体は都道府県、政令指定都市
- **身体障害者手帳**所持者、**難病**の方が対象

【 身体障害者福祉法第11条 】

【 (厚労省) 身体障害者更生相談所の設置及び運営について 】

近畿の身体障害者更生相談所

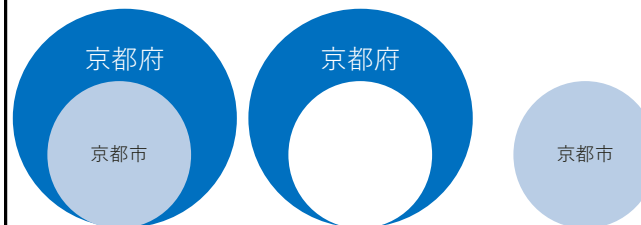
府県

- 京都府家庭支援総合センター
- 大阪府障がい者自立相談支援センター
- 兵庫県立身体障害者更生相談所
- 奈良県身体障害者更生相談所
- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
- 三重県障害者相談支援センター
- 滋賀県身体障害者更生相談所

政令指定都市

- 京都市地域リハビリテーション推進センター
- 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
- 堺市障害者更生相談所
- 神戸市障害者更生相談所

対応エリア



政令指定都市がある府県はその
市を除く全域となる

対応相談所

住民票によって決定される

例) 宇治市、亀岡市、舞鶴市等
京都府家庭支援総合センター

例) 京都市
京都市地域リハビリテーション推進センター

補装具の制度について

補装具費支給制度とは

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（別紙「補装具種目一覧」を参照）について、同一の月に購入等に要した費用の額（基準額）を合計した額から、当該補装具費支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十を超えるときは、基準額に百分の十を乗じた額）を控除して得た額（補装具費）を支給する。

厚労省HP



補装具費支給制度とは、障害児や難病患者が日常生活を送るうえで、必要とする補装具に係る費用の一部を支給する制度

補装具とは

「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの

【障害者総合支援法第5条第25項】

補装具の種類

- 義肢（義手、義足）
- 装具（下肢、靴型、体幹、上肢）
- 座位保持装置
- 車椅子、電動車椅子
- **重度障害者用意思伝達装置**



- その他
視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、歩行器、歩行補助杖つえ
- 障害児限定
座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

重度障害者用意思伝達装置

- 伝の心
- オペレートナビシリーズ
- OriHime eye + Switch
- Miyasuku EyeConSW
- TCスキャン
- eeyes
- 話想
- MCTOSシリーズ 等

注意

携帯用会話補助装置

これは補装具に該当しない！

(日常生活用具に該当)

※判断は市町村が行う



例) ボイスキャリアペチャラ

意思伝の対象者について

意思伝の支給対象者

原則として、下記のとおりです。

● 身体障害者手帳所持者

重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者

● 難病患者

音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者

【（厚労省）補装具費支給事務取扱指針19頁】

支給対象に係る留意事項

取扱指針は、あくまでも対象者の例を示しているものであり、支給の判断に当たっては、**個別の身体状況**や生活環境等を十分に考慮すること

難病患者等は、症状が**日内変動**する者もいるため、**症状がより重度である状態**をもって判断すること

【（厚労省）補装具費支給事務取扱指針19頁】

在宅難病患者等療養生活用機器貸出

- (1) 携帯用会話補助装置
- (2) 重度障害者用意思伝達装置等

※貸出期間は1カ月間

※費用は無料



京都府
<https://www.pref.kyoto.jp/nbyou/1217811259423.html>



貸出機器の選択（意思伝）

- 伝の心
- TCスキャン
- eeyes
- miyasukuEyeConSW
- OriHime eye + Switch 等

保健所担当者、医療関係者等と相談したうえで、最適な機器を選択します。

貸出事業利用の適切な時期は？

- 早すぎると適切な機種、スイッチ選択が難しくなる（症状が変化するため）
- 遅すぎると練習が難しく、機器のシステム理解が難しくなる

特にスイッチの選択が難しい！

貸出事業利用の適切な時期は？

適切な時期

発症後に意思伝達が困難になってきており、操作が問題なく行える時期

※進行が早いと適切な時期が予想困難であるため、**基本的には早め**の対応が望ましい



意思伝に係る申請の流れについて

注意 ①

今回は**重度障害者用意思伝達装置**の制度説明であり、他の補装具は流れが違います。

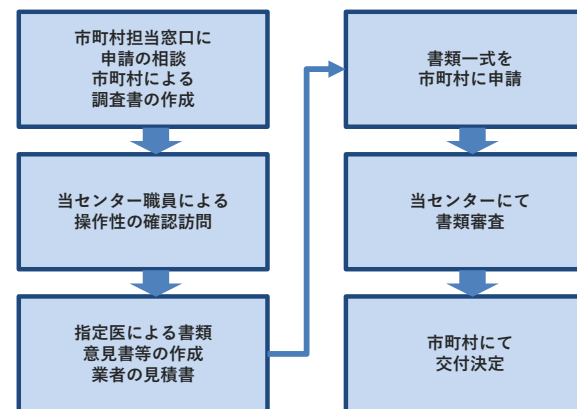


注意 ②

- 各更生相談所とも**基本指針は同じ**ですが、**詳細な部分で異なる**こともあります。
- 今回は**京都府**の制度説明であり、京都市とは制度が少し違う可能性があるため、**注意**が必要です。



全体の流れ（難病の場合）



市町村への申請相談

申請の相談後、市町村担当者は聞き取りや自宅訪問を行い、当センターへ提出するための調査書を作成



調査書の確認

当センターにて調査書の確認

確認事項

- ・ 指定難病か
- ・ 手帳所持しているか
- ・ 医療関係者が機器の評価をしているか
- ・ 介助者が機器の管理をできるか
- ・ 貸出の機器で操作が可能であったか
- ・ 等々



国の条件から大きく外れていないか、機器は適切か等の確認を行っています。

操作性確認

当センターによる操作性の確認

- ・ 適切な機器（本体）か
- ・ **残存筋力の確認**
- ・ **適切なスイッチか**
- ・ **スイッチは適切な場所にあるか**
- ・ スwitchの操作が可能か
- ・ 機器のシステム理解ができているか

※実際に自分の名前を入力する等の操作確認を行います。

※スイッチが適切ではない、スイッチの場所が悪いことが時折あります。

意見書作成可能医師

1. 身体障害者福祉法第15条第1項の指定医であって、所属学会認定の専門医である。
2. 指定自立支援医療機関の医師であって、所属学会認定の専門医である。
3. **難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に基づく指定医である。**

※作成可能医師がない場合は、相談可能です。

書類審査

- 内容に不備がないか
- 見積書の価格が適正か



判定にかかる日数（過去の平均）

- 意見書記載日から判定依頼：16日
（市町村での文書処理日数）

- 判定依頼日から判定書：14日
（京都府での文書処理日数）

土日、郵送にかかる日数を含んでいるため、実際には1週間程度での判定となります。

修理について（耐用年数）

意思伝の耐用年数は **5年**

通常の使用において補装具が修理不能となるまでの **予想年数**

障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、**再支給の際には実情に沿うよう** 十分配慮してよい
スイッチにおいては、身体状況の変化に応じて適切な修理交換を行う

交付決定件数

- 令和元年度 6件
- 令和2年度 7件
- 令和3年度 2件
- 令和4年度 8件

よくある質問

Q：どのタイミングで申請が可能となるのか？

A：個別性が強いので一概には言えないため、悩む場合は相談機関に連絡。進行速度が速い場合は、できる限り早急に。

よくある質問

Q：余命が短いと言われましたが、申請してよいのか？

A：予測でしかないため、意見書作成医師が必要と認めた場合は交付可能である。

参考資料

意思伝ガイドライン

- 本編 http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/isiden_2020-1of2.pdf



- 参考資料編 http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/isiden_2020-2of2.pdf



神経筋疾患患者に対するコミュニケーション機器 導入支援ガイドブック

- かなり専門的な内容になっておりますが、
体系立てて書かれています（特に支援に
関わる医療職の方にお勧めです）。

<https://rel.chubu-gu.ac.jp/files/2016-rep/guidebook-all.pdf>



補装具費支給事務ガイドブック

- 補装具費支給制度について、詳細な説明や事例
が記載されています（全250ページ）。

http://www.techno-aids.or.jp/research/guidebook_180411.pdf

※サイズ9MBのため、スマホでの閲覧は注意



困ったときは

判断に悩む場合は、各相談所に相談するの
が確実です。

- 京都府家庭支援総合センター
（京都市を除く京都府域）
075-531-9608

- 京都市地域リハビリテーション推進センター
（京都市内を担当）
075-823-1650